

様式第 3 号（第 7 条関係）

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 3 年 11 月 19 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 中会議室 4
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員  
今村一真, 阿久津正晴, 鯉渕宏一, 蛭田清人, 加藤尚弘
  - (2) 執行機関  
白田敏範, 鈴木和男, 讃井正俊, 赤坂麻理子, 小林正道, 小坂部勝久, 大和田洋,  
大高洋平, 寺門和南, 関谷勇, 島孝夫, 杉山健一, 小田博之, 渡邊基弘, 川野輪俊光,  
柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 入札制度について（非公開）
  - (2) 令和 3 年度上期の契約状況について（非公開）
  - (3) 令和 3 年度上期抽出案件審議（10 件）（非公開）
- 6 非公開の理由  
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（10 件）一覧
  - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容 ※非公開のため，詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 入札制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の常駐義務緩和について、現場施工が完了してから検査までの期間とは、どのくらいか。</li> <li>・その時の現場の状況は、歩行者が歩けるような状況なのか、あるいは、柵があって入れない状況のどちらか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事によって異なりますが、一般的に完成図書の書類作成等がありますので、工事の規模が大きくなれば長くなり、小さな工事であれば短くなる傾向にあります。</li> <li>・基本的には、工事の目的物が現場で完成している状態を指しており、それを現場の監督員等が確認しています。道路の開放と完成は性質的に異なります。</li> </ul>
<p>2 令和3年度上期の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札とそれ以外の契約の割合について、傾向や意向があるか。</li> <li>・予算の執行について、どのような目標を設定しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その年の予算傾向で若干の上下はありますが、ほぼ一定数で推移していると思われま。</li> <li>・毎年の年度初めに、年度内の発注に係る実施計画を立てており、上期のうちにその内の8割を執行することを目標としています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>1 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)斜路階段下部工工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価の点数は電子入札システムで自動的に決まるものなのか。</li> <li>・茨城県の入札の仕組みと同じか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札では金額部分の入札を行っており、金額以外の技術評価点部分については、事前に技術評価資料を提出していただき、その技術評価点が何点かを事前に算出しています。</li> <li>・そうです。共同利用しています。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札調書等の資料は、電子入札システムから直接出力されるのか。</li>   <li>・ 総合評価のため、点数と価格を総合して落札者を決定するということだが、今回は高得点者ではなく最低価格者が落札する結果になっている。入札金額の差が大きく開いた理由について、どのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用をしている茨城県の電子入札システムに加え、水戸市独自の契約管理システムを導入しています。入札調書は、契約管理システムから出力されたものです。総合評価の場合は、電子入札システムで金額の入札が行われた後、契約管理システムに技術評価点及び金額を入力し、そこから入札調書を印刷するという流れになります。</li> <li>・ 今回の落札率は低入札調査の対象になり得る数字であり、当該業者が受注を強く希望する意向が反映された積算だったのではないかと考えます。ダンピング等の影響が出ない範囲で可能な限り金額を抑え、落札を狙ったものと思われれます。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>2 市道上市196号線道路改良・電線共同溝工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価方式の中でも、簡易型にあたるものか。その場合の基礎点については。</li>   <li>・ 本案件も高得点者ではなく最低価格者が落札する結果になっている。総合評価で決定した工事について、最終的な施工品質の検証はどのように行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績のみを評価する特別簡易型の方式を採用しております。基礎点は110点で、その中でも市内に本店がある業者のみ参加している工事になります。</li> <li>・ 総合評価に限らず、工事を行ったものについては工事検査を行い、完成時に工事の評定をしております。総合評価方式で決定した工事の評定については、他の一般競争入札と比較し平均して2点程度高くなっています。施工実績や経験等のある技術者を有する業者が工事を行っているため、評価点が高く表れるものと考えております。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式に際して、入札参加者数が少なくなる傾向はないのか。入札に応じている企業数の推移については。</li> <li>・特定建設工事共同企業体での入札に際して、構成員の格付けが全て同じだった場合に、総合数値が親と子で逆転することはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計を取った資料はありませんが、総合評価方式の案件で入札参加者数が明らかに減る傾向はないように見受けられます。今回の案件については、難工事が容易に予想される現場条件であったために、入札参加者数が少なく、また落札率も高くなったと考えています。</li> <li>・第2構成員の総合数値が第1構成員を上回る組み合わせは、水戸市は禁じており、その旨を公告に明記しています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>3 水戸市立渡里小学校長寿命化改良工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前公表される設計価格や予定価格について、水戸市ではどのような手法で積算しているのか。</li> <li>・積算の単価については、どのように定めているのか。実勢価格なのか前年基準なのか。</li> <li>・特定建設工事共同企業体の工事における、2者JVと3者JVの金額区分について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、官積算資料と呼ばれる公共建設工事積算基準を基に、予定価格と設計価格を積算しています。さらにその基になる設計面については、設計委託で算出された数量等を用います。なお、積算基準に定めがない特殊な工事については、見積もりでの算出を行います。</li> <li>・積算に使用する単価について、労務費などは基本的に茨城県等で定めた単価を利用しており、これは実勢価格の見積もりを取って定められおります。資材費などについては物価積算資料という毎月出版される刊行本を用いており、最新の物価基準を反映して積算をしています。</li> <li>・建築工事の場合は、1億2,000万円から5億円までの範囲が2者JVです。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札調書にある，調査基準価格の表記は，最低制限価格ではないのか。総合評価方式以外の入札でも，調査基準価格が適用されるということか。</li> <li>・本案件は渡里小学校の建て替え工事だが，工事名が長寿命化改良工事とされているのには理由があるのか。</li> <li>・工期が令和4年12月22日ということだが，学校教育は通常どおりに戻る見通しは立っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件は低入札調査対象の工事ですので，調査基準価格になります。水戸市では，5,000万円以上の建設工事については低入札価格調査制度の対象となります。</li> <li>・現在水戸市の学校施設では，基本的に建て替えを行っていません。既存の建物に対して改修を行い延命化しています。耐用年数を延長するための大規模改修工事であり，既存の建物の取り壊しは行いません。</li> <li>・工期は，同一規模の過去の建築工事の実績から算定しています。現在の学校教育環境については，校庭内に建てたプレハブ校舎を仮設校舎として利用し，授業に支障が出ない体制を取っています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>4 水戸市公設地方卸売市場非常用電源増設等(その1)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格に対する聞取調査の中で，資材購入の見積もりについて，長期取引会社から低価格で購入可能であるという理由が提示されている。この見積もりの妥当性についても検証しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の中で見積書の原本を提出させ，設計価格や応札額との整合性を確認しています。実勢価格による積算と対比しながら，極端な取引不可能な額になっていないか検証しています。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格が定められているにもかかわらず、それを下回る金額で契約成立となる場合があるのか。</li>   <li>・業者側の費用縮減意欲と最低制限価格抵触との検証はどのように行われるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件は低入札調査基準価格制度を採用しています。これは最低制限価格とは異なり、当該金額を下回るとダンピング受注の可能性が疑われるという基準です。さらに、この低入札調査基準価格を下回った場合に適用される失格基準価格という基準があります。これは、直接工事費など各経費に設定されている数値であり、当該金額を下回った場合はダンピング受注の可能性が非常に高いと判断され失格となります。本案件の落札者の場合は、低入札調査基準価格は下回っていますが、失格基準価格は上回っています。したがって、先ほどの見積もり等と積算との対比を行いそれが適正なものであるか検証した上で落札決定としています。</li> <li>・費用縮減の件についても同じく、適正な価格に設定されているか評価を行っています。本案件では、人件費にかかる部分及び間接費にかかる部分について、社員が直接施工することによって縮減できると業者側から提示されています。その検証にあたって、会社ごとに決算書などの資料をご提出いただき、実際に支払われた従業員の給与や経費、また本工事に必要な延べ人数などを確認した上で、費用縮減の数字が適正であるか評価を行いました。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>5 城東住宅昇降機改修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の建物内に、エレベーターは合計何基あるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事で改修対象となった1基のみです。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の理由について。1基のみであれば、他設備との関連性もないので随意契約でなくともよかったのではないか。</li>   <li>・ 契約金額が約2,500万円と高額だが、新品のエレベーターを取り付ける場合との価格の比較についてはどうか。</li>   <li>・ なおさら、随意契約の必要はなかったのではないか。</li>   <li>・ 本案件の相手方は茨城県内で多く採用されている企業であるが、その有利性を生かした機動力や価格提案力、フォローアップの面での信頼なども随意契約理由に含まれてくるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず改修内容としては、エレベーターの制御盤、自動巻上機といった主要部品の交換がメインとなります。また、30年前のエレベーターであるため、現行法に照らし合わせた安全装置の追加や耐震補強などの付帯工事も含まれています。本案件は、部分的な部品交換及び法令の適用を取るものであり、現行システムと互換性のある対応品に交換する工事であるため、1社随意契約としています。</li>   <li>・ 既存のシステムを生かす部分もあるため、新品の取り付けよりは安価に抑えられます。また本案件の事情として、9階建て住宅のエレベーターが約1か月の工事期間中、使用できなくなる点が挙げられます。住人の生活に著しい支障が出ないように、階段に特殊な昇降機を取り付ける経費も付帯していることから、当該金額での契約となりました。</li>   <li>・ 部分的なパーツ交換や耐震性能の対応であるため、現存のエレベーターとの互換性が不可欠です。今回は互換性のある部品の製造が限られており、また工事面における現行システムとの整合性の観点から随意契約としました。</li>   <li>・ そうとは限りません。本案件の随意契約理由は、当該住宅特有の事情によるものと考えています。仮に、エレベーター内のかごや鉄骨の枠組みなどの交換工事であれば、随意契約の必要性は低いです。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1社随意契約の場合に重要なのは、設計金額や予定価格を積算し、業者と合理的な金額を詰めていく点だと考える。この設計金額について、本案件ではどのように積算したのか。</li> <li>・ 事前に参考見積をもらい、その内容をベースに数%差し引いて決定した金額ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案件は既存のシステムに機能を追加する内容であることから、当該メーカーでないと積算ができない面が過分にある工事であるため、見積もりでの設計としています。</li> <li>・ そのとおりです。水戸市で査定率を独自に設定しています。参考見積に対して査定率をかけることで設計価格を決定しています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>6 小吹運動公園野球場境界確認委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案件は失格者が多い。その基となる予定価格についてどのように積算したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本委託業務は土地家屋調査士が実施する特殊な業務であり、公の積算基準にはないものです。年度当初に、設計に使う単位当たりの単価の見積もりを土地家屋調査士の登録業者から徴取し、年間で使う単価として設定しています。その単価を基に、業務内容及び業務量と照らし合計したものを設計価格としています。</li> </ul>



意見・質問	説明・回答
<p>・最低制限価格は60%なのか。その数字は、ガイドラインなどで決められているのか。</p>	<p>・水戸市工事等の請負契約に係る最低制限価格を設ける入札に関する要領があります。その中で、最低制限価格は予定価格の60%から80%の間で決定することと定められています。</p> <p>本来は直接人件費、各間接費に定められた率を掛けることで最低制限価格を決定しますが、本案件はそれらの区分のない工種であるため、設定値のうち下限である60%を採用しています。この数値はホームページで公表しており、この基礎額にランダム係数をかけて最終的に基準額が決定します。</p> <p>計算したところ、今回の失格者は全員が同一価格であり、設計価格のちょうど60%にあたります。したがって、ランダム係数により設計額の60%よりもやや高い金額が最低制限価格として採用された結果、多数の失格者が出たと考えられます。</p>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家の業務なので、杓子定規に最低制限価格を設定するのは、実態にそぐわないのではないか。仮に数万円の差がついたからといって間違いなくダンピングにつながるとは考えにくい。もう少し実勢価格を反映できるようにするという点で、検討の余地があるのではないか。</li> <li>・ 単価設定には実勢価格が反映されており、また茨城県の単価等は一定の情報共有もできるので、最終的に水戸市の最初の設計価格と合うということか。</li> <li>・ 仮にランダム係数が下に働いていた場合、同額の方が多数並ぶことになったと思われるが、その場合は、くじ抽選なのか。</li> <li>・ 過去に随意契約だったものが指名競争入札になったということだが、一般競争入札への転換は検討しているか。指名競争入札の場合は、水戸市内に本店を置く業者に限定されてしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地家屋業務に関して、現在水戸市では指名競争入札を採用していますが、5年ほど前までは指名競争入札ではありませんでした。茨城県は現在でも指名競争入札ではありません。以前は、茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会という法人と年間協定を結び随意契約をする形で境界確認の業務を発注していました。しかし、この協会に所属せず水戸市に土地家屋調査士事務所として登録をする業者が増えてきたため、指名競争入札に移したという経緯があります。現在の単価設定は、協定を結んでいた時と種類は変わらず、今も県は協定を結んでいる状態なので、そういうところで見積もりを取って単価設定をしています。したがって、水戸市だけが突出して高い単価設定になっていることはないと考えています。</li> <li>・ 水戸市に土地家屋の登録がある市内業者が12社あり、その12社全てから見積もりを徴取してその中の平均価格をもって設計単価としています。したがって、茨城県で採用されている単価と若干差異はあるとしても、極端に高くはなっていないと考えています。</li> <li>・ そのとおりです。事前に入力された3桁の数字を使用してくじ引きを行います。これは茨城県と同様の手法です。</li> <li>・ 水戸市としては、法人税を納めていただくという観点もあり、市内で入札の規定数を充足できる参加可能業者がいる場合は、市内業者優先として指名競争入札を実施しています。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>[抽出案件]</p> <p>7 国補公共下水道桜川処理分区枝線(3-6工区)工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札条件についての記載に、「同等以上の難易度」の施工実績とあるが、やや抽象的な表現であるように思える。この記載に関して、入札参加者と認識が食い違うことはないのか。</li> <li>・意見聴取を行う学識経験者は何名いるのか。</li> <li>・国の補助事業ということだが、補助金の割合は。</li> <li>・同一工事名で工区の異なる工事については、同じ業者が落札する傾向が強いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難易度については、水戸市で定めたランクがあります。総合数値や実績経験についての基準を公表しているのので、その点で認識が食い違った事例はありません。</li> <li>・現在は6名の方に依頼しており、各案件につき2名選出しています。</li> <li>・国庫補助については50%です。</li> <li>・工区ごとに施工内容が異なる場合もあり、必ずしも同一業者が落札するとは限りません。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>8 開江系導水管布設替工事(第3号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に高い落札率だが、考えられる背景はあるか。</li> <li>・入札参加自体の敷居が非常に高い工事であると見受けられるが、随意契約の方が適しているのではないか。</li> <li>・競争入札を維持していくために、入札参加企業を確保する施策などはあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事で使用する部品について、取扱いメーカーが国内で2社に限られるという点が、理由として挙げられます。実用生産品のため、設計価格と実勢価格に大きく差が出ないことから、高額の応札になったと予想されます。</li> <li>・競争入札を原則としており、随意契約に移行する要件には該当しないと考えます。</li> <li>・入札参加にあたっての条件や環境については、競争性が発揮できるよう考慮して設定しています。入札参加者数が極度に少ないことが見込まれる工事の場合には、参加できる地域要件を広げるなど、一般競争入札の競争性を確保できるように実施しています。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告日から1週間で入札参加締め切り、さらに6日後に開札という日程では、業者側の積算期間を十分に確保できていないのではないかと。</li> <li>・ 公告から開札までの期間については、基準が定められているのか。</li> <li>・ 本案件は、金額が大きいものの最短の2週間で入札期間が設定されているが、その点については。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の工事執行計画及び工事概要を年度当初に公表をしているので、それを基に前もって入札参加の準備を整えておくことは可能であると考えます。また、予定価格が大きく施工内容が複雑な工事に関しては、通常よりも長く見積期間を設定しています。</li> <li>・ 入札に関する期間としては、公告から開札まで2週間というのが基本的です。1億円を超える建築工事については3週間、議会案件や総合評価方式の案件については4週間を確保します。</li> <li>・ 本案件の高額な予定価格は、特殊な資材単価による面が大きく、工事内容の複雑さについては標準的であると判断したものです。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>9 配水管布設替工事(第26号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約とした経緯について説明願いたい。</li> <li>・ 随意契約理由にある工期の短縮及び費用の縮減について、詳しく説明願いたい。</li> <li>・ 上下水道局発注の工事と市長部局発注の工事との合冊入札について、何か制限があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先に道路部門の工事計画があり、それに付随して水道の移設依頼を受けたものです。</li> <li>・ 工期の短縮については、入札関係の時間が短く済む点に加え、同一企業の受注であるため工程調整による待機期間がなくなる点が挙げられます。費用の縮減については、同一企業の受注であるため経費調整の点で差額が生じるものです。</li> <li>・ 合冊入札の要領を定めており、市長部局と上下水道局の間で合冊する工事については、同工種のもののみ合冊するとしています。道路部門の工事と本案件は異種工事なので、合冊入札を執行することはできません。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合冊入札の要領を改正し、異工種でも合冊可能にすることはできないのか。実現すれば、本案件のような事例についても競争入札とし合理性を確保できると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要領の改正自体は可能ですが、その必然性については慎重に議論する必要があります。まず、土木工事と水道施設工事では適用される経費項目が異なるため、仮に合冊入札を行っても経費調整ができません。また、先行して執行する道路改良工事に際し、水道工事が付帯するという情報は公開されているため、入札参加者はその点を踏まえて参加を決めていると思われます。現段階では、要領改正の根拠を見出すのは難しいです。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>10 国補公共下水道水戸市浄化センター外水処理設備改築実施設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の設定に過不足はないか、説明願いたい。</li> <li>・予定価格と落札額との差が大きいが、その点についてどのように評価するか。</li> <li>・入札参加者の過去の実績による企業努力を想定した上で予定価格を設定できないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白本と呼ばれる積算基準書や、茨城県の定めた単価を採用し、技術経費を乗せた直接人件費及び一般管理費その他の経費を乗せて設計を組んでいますので、妥当な価格設定だと考えます。</li> <li>・過去に実績のある企業であり、企業努力として技術的経費の削減がなされた結果、予定価格との乖離が起きていると予想されます。</li> <li>・一口に改築設計といっても、全体計画を大きく練るものから部品交換で対応する規模のものまで多種多様であり、企業の過去の実績について定量的に設計に反映する積算は、現在のところありません。</li> </ul>